

ID: 9

担当部署: 総合政策部 交流推進課 交流推進係

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市北国雪国ふるさと交流館条例 第10条(第14条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成19年条例第6号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(許可の取消し及び利用の制限)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は制限若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき。</p> <p>(2) 利用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) その他指定管理者が適当でないとしたとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 7 月 31 日